

令和5年1月6日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第89回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和5年1月6日（金） 15:30～15:50

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、
関係課長 計23名

内 容：以下のとおり

1. 県内の患者発生状況等について

（1）県内の患者発生状況等について

健康福祉部（健康福祉部長）

【資料1】

- ・昨年12月の陽性者数は、31, 222人となり、これまでの最多であった8月の27, 848人を約3, 300人上回り、過去最多を更新しております。

1月は、1月5日までの5日間の累計で、5, 627人の陽性者が確認されています。

- ・「1. 陽性者の発生状況」です。別紙2、令和4年6月1日以降の推移のグラフをご覧ください。

黒の実線は、直近1週間の人口10万人当たりの陽性者数ですが、

10月中旬以降の感染拡大の波については、12月23日に、

1, 351. 6人と過去最高水準となりました。

その後、年末年始の期間中、多くの医療機関が休診となった影響もあり、1月3日には845. 1人まで減少しましたが、1月5日は、

1, 068. 8人と、再び千人を超える状況となっています。

グレーの棒グラフは、一日当たりの陽性者数の推移ですが、1月4日の陽性者数は、年末年始明けで医療機関の診療が始まった影響もあり、1, 970人と、過去最多を更新しています。

- ・「2. 病床確保状況及び使用率」の表をご覧ください。

1月5日現在、病床は最大で387床を確保しており、そのうち、即時に患者の受入れができる即応病床は、353床を確保しております。

1月5日時点での入院患者数は387人で、その内訳は、表中の入院患者数（C）のとおりです。

入院患者のうち、確保病床数に対して入院している方（D）147人を分子とした病床使用率は、即応病床で41.6%となっています。

オミクロン株対応の新たなレベル分類の目安となる、確保病床以外の病床の入院患者数を分母・分子に加えた即応病床使用率は、

65.3%となっています。

・「3. 軽症者等の療養」ですが、1月5日時点で、宿泊療養者数は8人、自宅療養者数は5, 122人となっています。

・次に、施設等における抗原検査キットによる定期的な検査の状況についてです。現在、重症化リスクのある方が入院、入所しておられる医療機関、高齢者施設、障がい者施設などのハイリスク施設において、多くのクラスターが発生している状況にあります。

別紙9をご覧ください。

県では、こうした施設等において、感染者を早期に発見し、感染拡大やクラスターの発生を防止するために、国からの供給や県の備蓄により、約230万回分の抗原検査キットを確保して、11月下旬から順次、検査を希望される施設等へ配布しているところです。

12月に入って感染が拡大したことから、対象施設へ改めて周知をした際のチラシですが、チラシの下に記載している「申し込み対象施設」に対して、このチラシを配布して、検査キットの配布と、定期的な検査をお願いしています。

また、この資料の中ほどに記載しているとおり、対象施設の職員を対象に、週3回程度の頻度で2、3か月の間、定期的な検査を行っていただくことを想定しております。

昨年末、12月31日までのところで、約153万回分、確保数に対して約67%の検査キットを施設等へ配布しておりますが、まだ申し込みをしておられない施設があることや、検査頻度や検査方法は、施設によって様々であります。

現在のような状況の中では、特に、ハイリスク施設である入所系の高齢者施設や障がい者施設、病床を有する医療機関については、週3回の検査をしっかりと行っていただく必要があると考えております。

健康福祉部（感染症対策室長）

【資料1 グラフ】

- ・年末から年始、そして昨日までの感染状況につきまして、説明いたします。資料1－別紙1をご覧ください。この1年間の感染状況について表したものになります。特にご覧いただきたいのは、黒い折れ線グラフ、直近1週間の人口10万人比の推移です。第6波からはじまり第7波、第8波と記載があります。第8波は10月中旬以降から始まっておりますが、波は第7波を超えるというところにあると思います。そして、12月以降、急拡大したものが冬休みに入り、企業あるいは官公庁の休みを経て、一旦下がってきましたが、昨日以降、またリバウンドが始まっています。
- ・別紙2は、別紙1のグラフの期間を短くして表したものです。青い波線を加えております。1週間前と比べてどの程度の増加率か表しているのですが、現在、1を割っておりますけども、昨日、一昨日と、12月の流行を凌ぐ感染報告がありますので、今後、直近1週間あたりの人口10万人比の推移も伸びると考えています。
特に、年末年始にかけては医療機関が休んでいますので、本来、発熱外来では3,600人を診ることができますが、それが1,000人規模まで落ちるというところで、感染者の報告も少なくなっている、ということが言えます。それが通常に戻るというところで、昨日、1,970人の感染者の報告がありました。
現在、医療機関での検査の陽性率が、だいたい8割から8割5分です。逆算し、日に2,000人から2,500人くらいの発熱患者等が受診をされていると想定しますと、発熱外来は、現在、ひっ迫する状況にないと考えています。
- ・別紙3は、圏域毎の発生状況の推移ですが、昨日より、各圏域とも上昇傾向に転じています。特に、県央保健所管内以東の、出雲、雲南保健所管内での感染者が高く推移しています。
- ・別紙4は、年代別の発生状況の推移です。12月に大きなピークを迎えているのが18歳以下の子どもたち、コロナウィルス感染症は子どもに蔓延する感染症であることが確認できると思いますが、冬休みに入つて以降、20代、30代、40代よりも下がってきております。冬休みの効果と考えていますが、ここで注目いただきたいのは、ブルーのラインの20代の方々です。全世代の中で少し特異な動きをしています。過去にもそうでしたが、このブルーのラインが上昇することによって、全体の感染者が増えていくことが、お盆や年度初めの時期にも見て取れましたので、今後、こういった傾向が続くのであれば、

リバウンドがもう少し続くことになると想っています。

- ・別紙5の18歳以下の発生状況の推移につきましては、冬休みもありまして、高校生、中学生、小学生、保育所と低くはなりましたが、保育所は先日から、学校は来週から開始になりますので、今後、リバウンドが懸念される状況と考えています。
- ・別紙6のクラスターの状況についてです。年末に感染者が減りましたので、クラスターも少し減少傾向を示しておりますが、高齢者福祉施設、医療機関、いわゆる感染リスクが高い方、またマスクがなかなか着用できない方に、やはり感染の中心があります。ましてや、第8波においては、現在、107例の死亡例を確認しています。そのほとんどが、85歳以上の高齢者ということもあり、今後、高齢者への感染対策が必要になってくると考えています。
- ・別紙7は入院患者数及び病床使用率の推移です。確保外も含めた即応病床使用率は、昨日現在で65.3%となっております。60%を超えておりますが、確保外病床の病院、15の病院で240名の方が入院されています。その数字が、パーセンテージを上げている状況です。現在、即応病床そのものは353床、使用率は38%です。使っていない残りの病床についても、使用できる環境にあるということで、病床についても、まだひっ迫する状況ではないと考えています。

(2) 全国の感染状況について

防災部（防災危機管理課長）

【資料2】

(3) 「感染状況のレベル」について

防災部（防災危機管理課長）

【資料3】

2. 島根県の対応について

(1) 島根県の対応について

防災部（防災危機管理課長）

島根県の対応（案）について

【資料4】

3. 知事指示事項

1. 県内の新規陽性者数は、年末年始の期間中、多くの医療機関が休診していましたことから減少したものの、医療機関の再開後の検査結果を反映した昨日（1月5日）発表分の新規陽性者数は、1,970人となり、これまでの最

多である昨年12月27日の1,866人を超えてる状況にございます。

医療従事者の欠勤等を加味した即応病床使用率は、1月5日24時時点では55.3%となっており、これまでになく医療提供体制への負荷は高まっております。

新規陽性者数はレベル3の目安の数値に達しておりますが、医療機関にかかりにくくなるなどの影響は年末年始に限られ、現時点では、重症化リスクの高い方がすぐに受診できないような状況や、救急搬送困難事案が急増したり、業務継続が困難になる事業者が多数発生したりするような状況にはないことから、感染状況のレベルは、引き続きレベル2を継続します。

2. しかしながら、一方で年末年始の休暇が終了しまして、既に保育所が再開したこと、ほとんどの学校が来週10日（火）に再開することを踏まえますと、冬休み前の状況と同様であります。学校や保育所での接触機会が増え、家庭との行き来を通じて、感染がさらに拡大するという増加要素が、今後、想定される状況にございます。

こうした状況を踏まえ、年末にも感染対策のお願いをしましたが、改めて県民の皆様及び事業者の皆様に、重ねてお願いをさせていただきます。

3. 県では、医療機関や医師会等の関係者のご協力をいただきまして、外来診療体制の強化を進めているところです。しかしながら、発熱等の患者さんが多くなりますと、より一層、医療機関にかかりにくくなるというおそれもあります。

このため、県では、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが低く、症状が軽い場合で、抗原検査キットによる自己検査で陽性となった方については、医療機関を受診されることなく、しまね陽性者登録センターでの登録を可能とする取り扱いを行っています。

このことによりまして、発熱外来等のひつ迫を避け、重症化リスクの高い方々を守ることにつながります。今後、医療機関にかかりにくくなるような状況が発生した場合には、症状のある方でも、重症化リスクが低く、症状が軽い場合で、可能な方につきましては、抗原検査キットによる自己検査を実施し、センターに登録していただきますようお願いします。

また、ご家庭においても、発熱等の体調不良への備えとして、一般用または医療用の抗原検査キットや解熱鎮痛薬、生活必需品なども早めに準備して

いただくとともに、オミクロン株に対応したワクチンの接種について検討をお願いします。

4. 高齢者の死亡事例や、高齢者施設や病院内の感染の拡がりによるクラスターが発生する事例が多く生じている状況です。

こうした死亡事例やクラスターの発生を減らすため、現在、県では、重症化リスクの高い方がおられる高齢者施設等に対して、国から支給された抗原検査キットを配布し、週3回程度の頻度で職員の皆様の定期検査を行っていただくようお願いしているところです。

本日、これらの施設に対しまして、再度、文書を発出し、入所系の高齢者施設、入所系の障がい者施設、そして病床を有する医療機関においては、週3回の検査を実施されるよう、改めて要請いたします。

5. 無料検査の実施期間を1月31日まで延長しますので、感染に不安を感じ、検査を希望する無症状の方は、県内の無料検査所で検査を受けていただくようお願いします。

6. 最後に基本的な感染対策の徹底についての改めてのお願いとなりますが、「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生に加えて、こまめに換気するなど、基本的な感染対策を徹底していただきますようお願いします。

7. 県としましては、県民の皆様の命と健康を守るため、引き続き、全国の感染状況等を注視し、関係機関等と緊密に連携しながら、感染拡大防止と医療提供体制の確保、ワクチン接種の促進、県内経済の回復等に取り組んでいく考えでありますので、引き続き本年におきましても、県民の皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いします。

第 89 回島根県対策本部会議

日時:令和 5 年 1 月 6 日 (金) 15:30~
場所:県庁 6 階 講堂

1. 県内の患者発生状況等について

2. 島根県の対応について

3. 知事指示事項

(配付資料)

(資料 1) 県内の患者発生状況等について

【健康福祉部】

(資料 2) 全国の感染状況

【防災部】

(資料 3) 「感染状況のレベル」

【防災部】

(資料 4) 島根県の対応 (案)

【防災部】

新型コロナウイルス感染症の状況について

令和2年4月に県内で初めて陽性者が確認されてから令和5年1月5日までに、
計143,467人の陽性者が確認されました。
12月は31,222人、1月は5日までに5,627人の陽性者が確認されています。

1. 陽性者の発生状況（1月5日確認分まで）

別紙のとおり

2. 病床確保状況及び使用率（1月5日時点）

確保病床数 (A)	病床使用率		
	即応病床 (B)	確保病床 (D/A)	即応病床 (D/B)
387床	353床	38.0%	41.6%

入院患者数 (C)	(C)の症状別			
	うち確保病床の入院患者数 (D)	重症	中等症	軽症
387人	147人	1人	82人	230人

※確保病床以外の入院患者数 240人

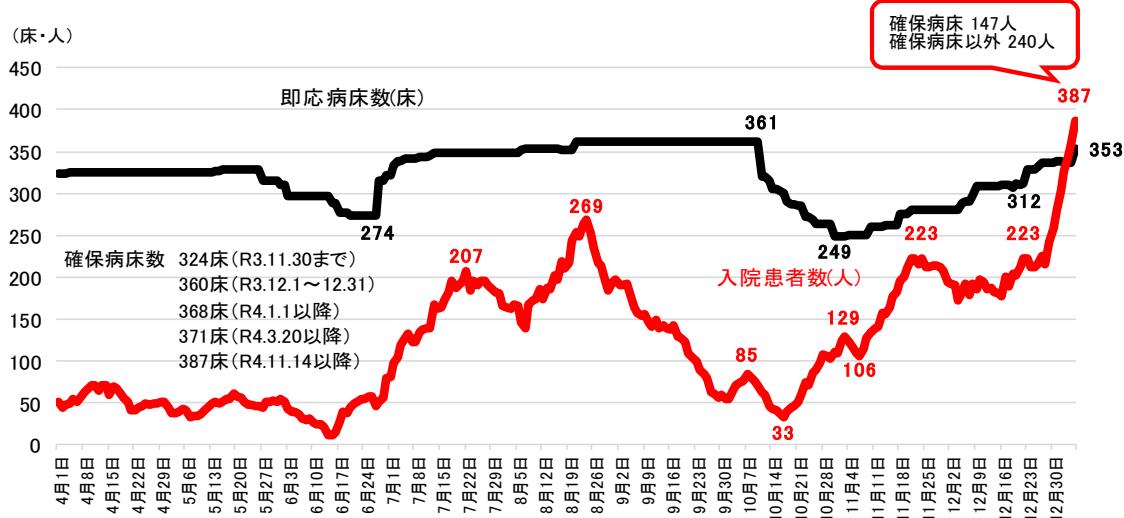
※症状調査中の場合は、入院者数の内訳と合計は一致しない

即応病床使用率 65.3%（1月5日時点）

オミクロン株対応の新レベル分類（令和4年12月2日：島根県対策本部決定）を判断する上で参考とする指標

算出方法＝入院者数／（即応病床数+確保病床以外の病床の入院患者数）

（令和4年度以降の日別状況）



入院等調整済（入院等予定者） 250人

3. 軽症者等の療養（1月5日時点）

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設133室を確保

- しまね宿泊療養施設（松江市・80室）
- 島根県立青少年の家「サン・レイク」（出雲市・33室）
- 島根県立少年自然の家（江津市・20室）

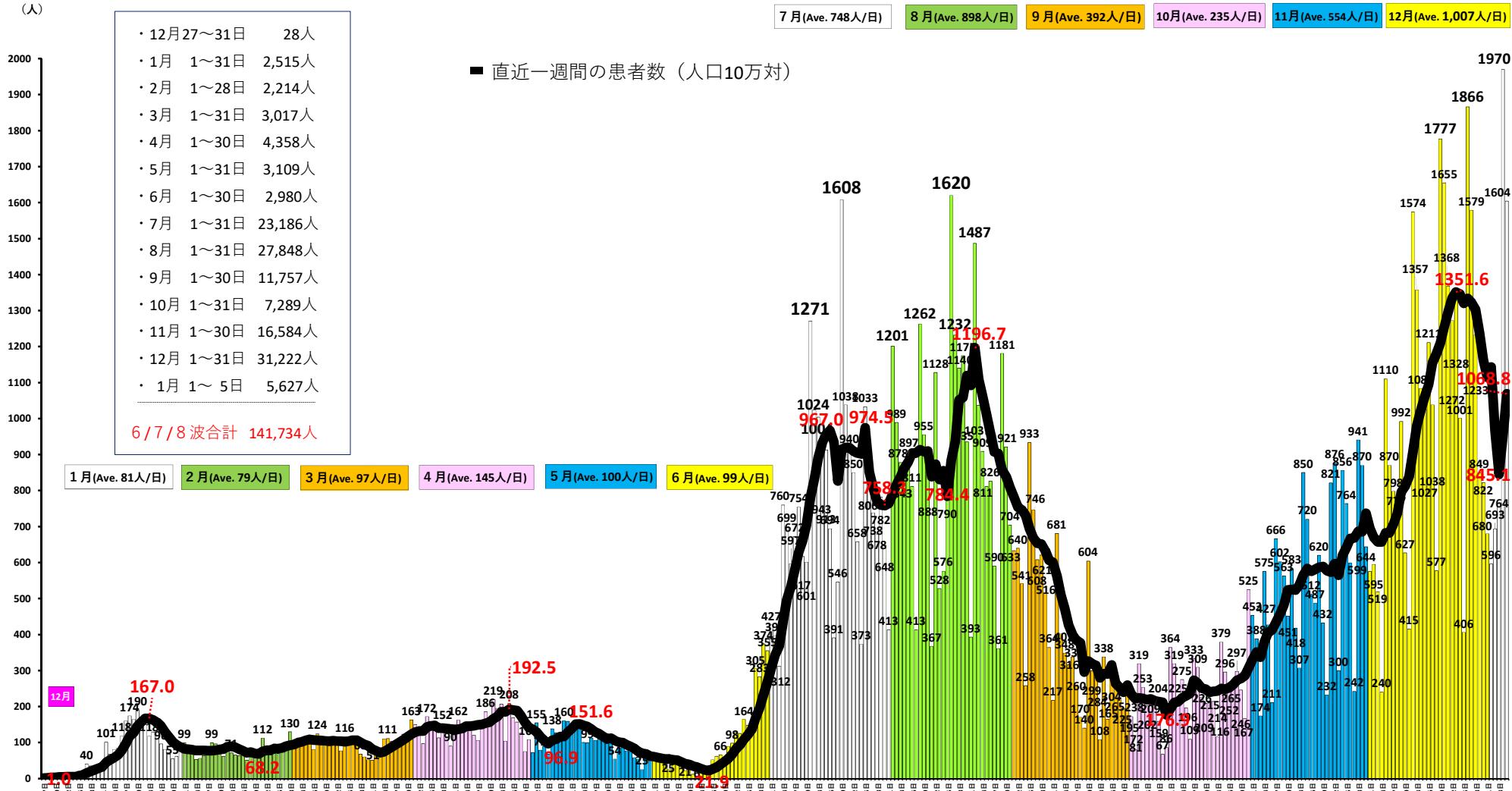
宿泊療養者数 8人

自宅療養者数 5, 122人

別紙1

島根県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移（令和3年12月27日以降）

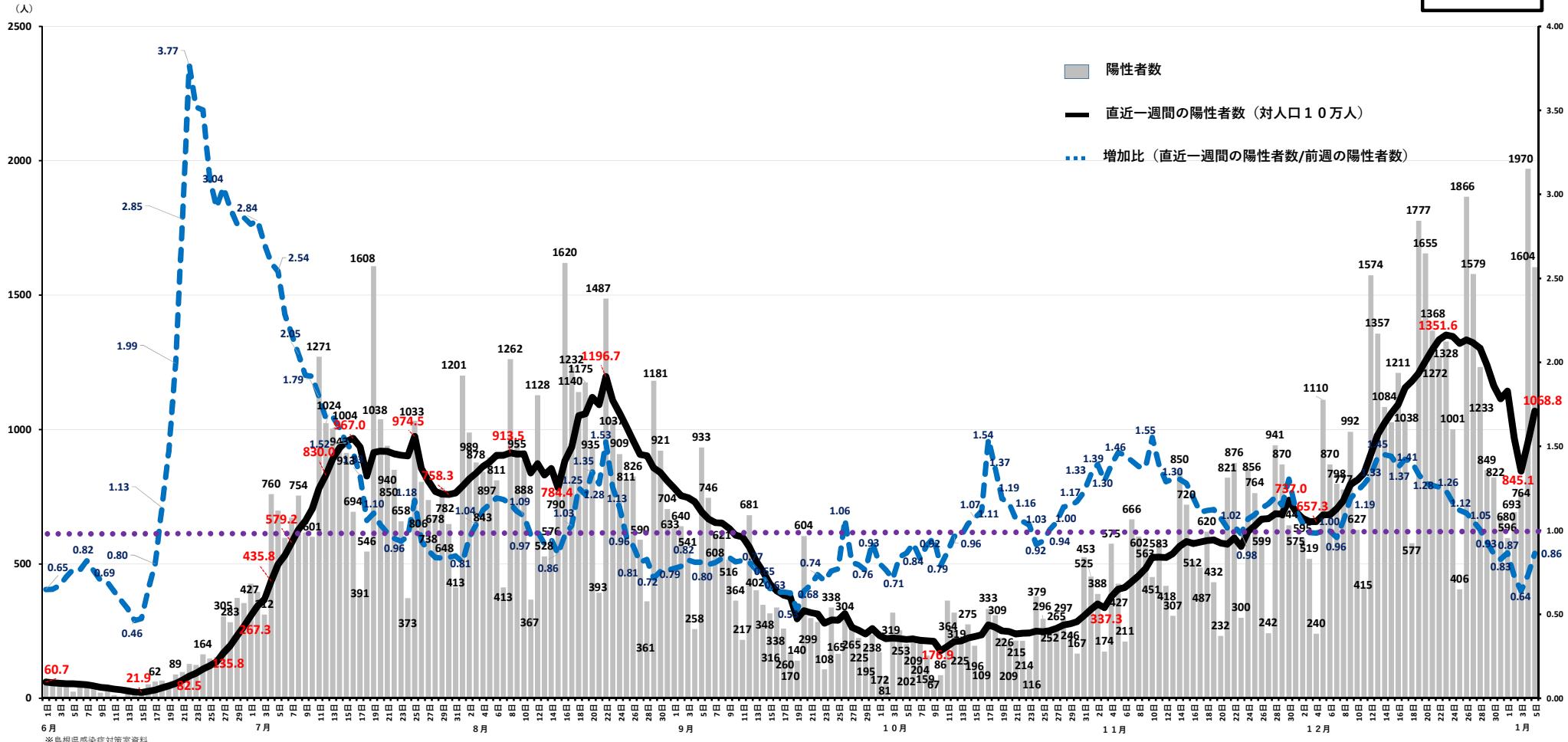
1月(Ave. 1,125人/日)



※島根県感染症対策室資料

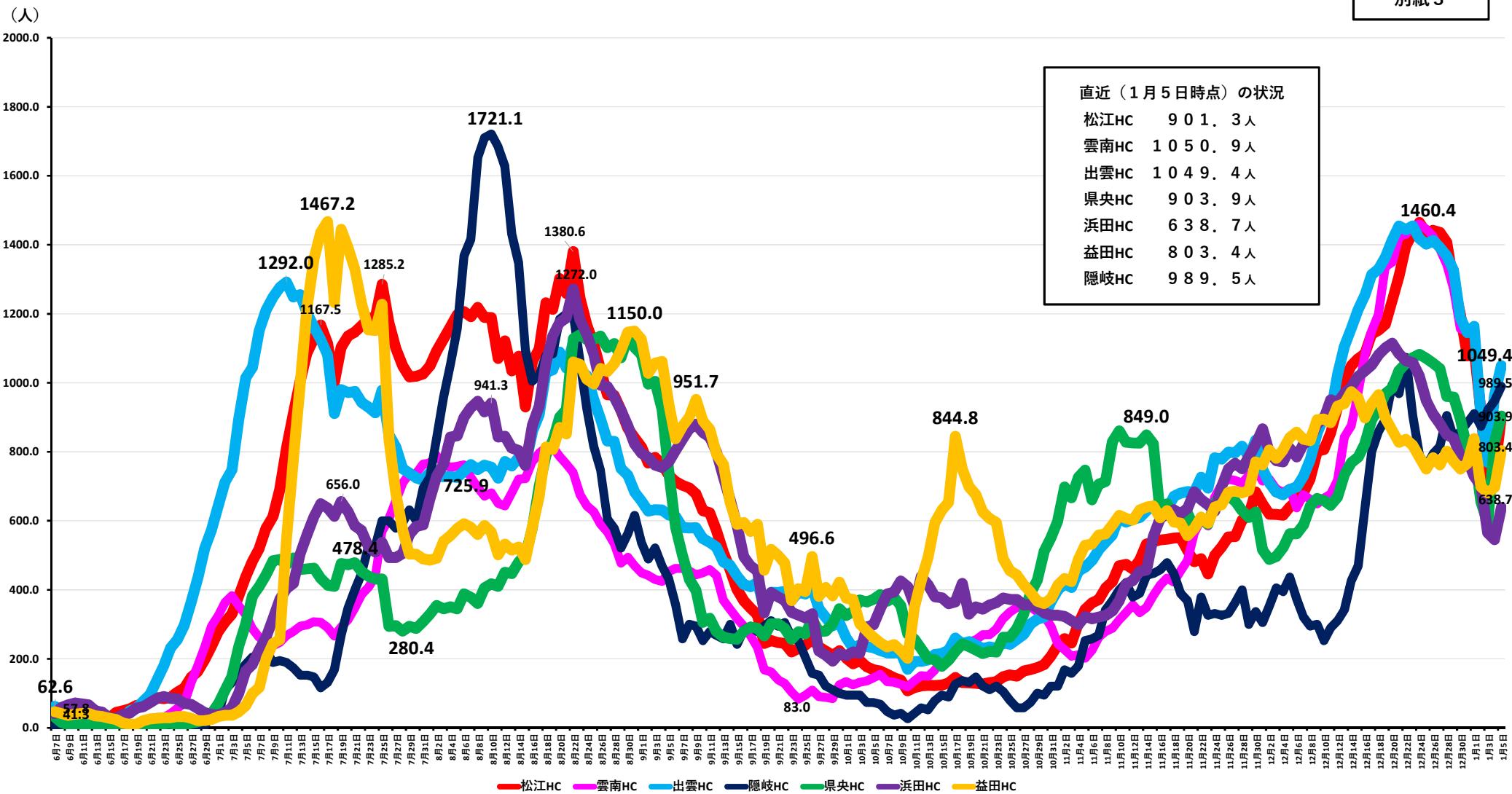
島根県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移（令和4年6月1日以降）と増加比の推移

別紙2



※島根県感染症対策室資料

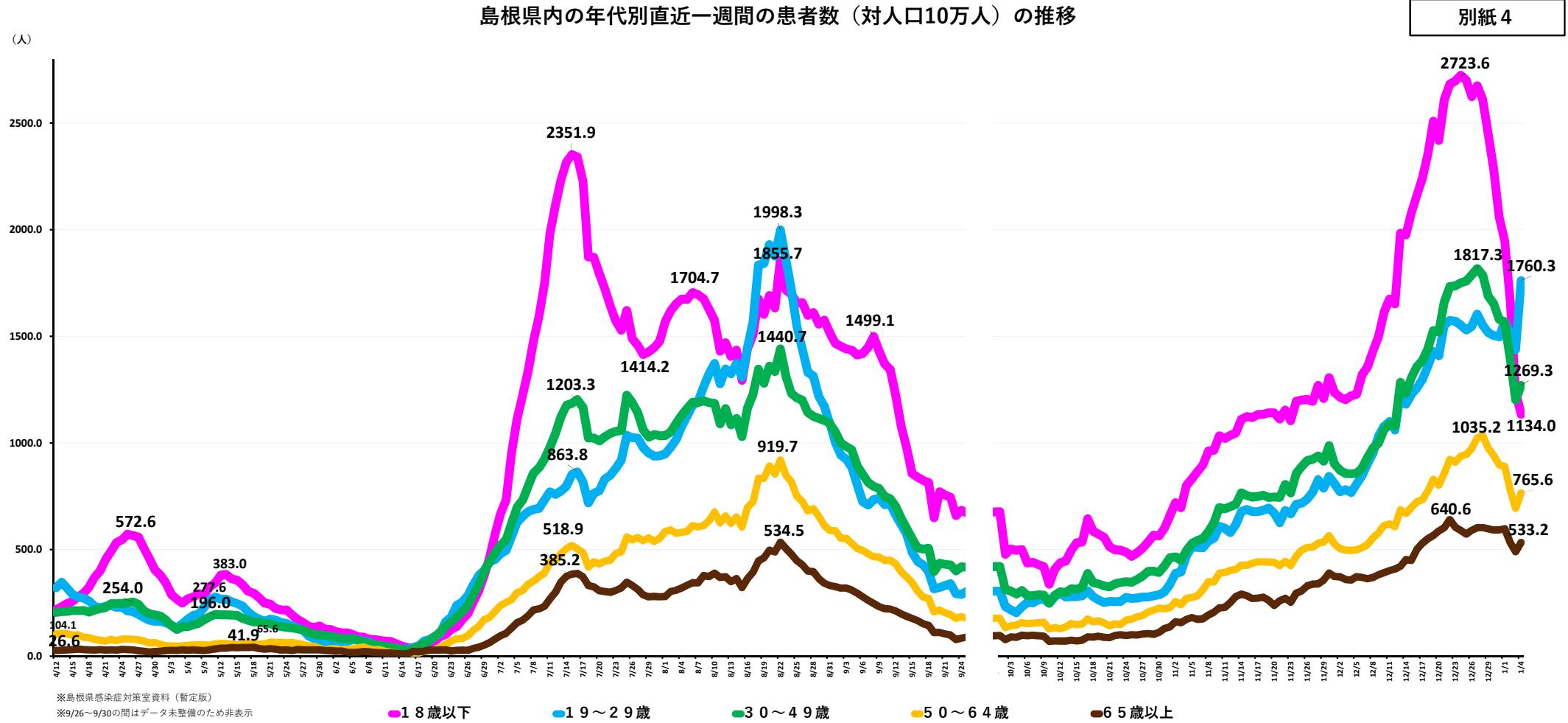
島根県内、7保健所別直近一週間の患者数（対人口10万人）の推移



※島根県感染症対策室資料

※医療機関等を受診せず、検査キットを用いた自己検査等で陽性となり、しまね陽性者登録センターにおいて診断（登録）された人数を除いて算出

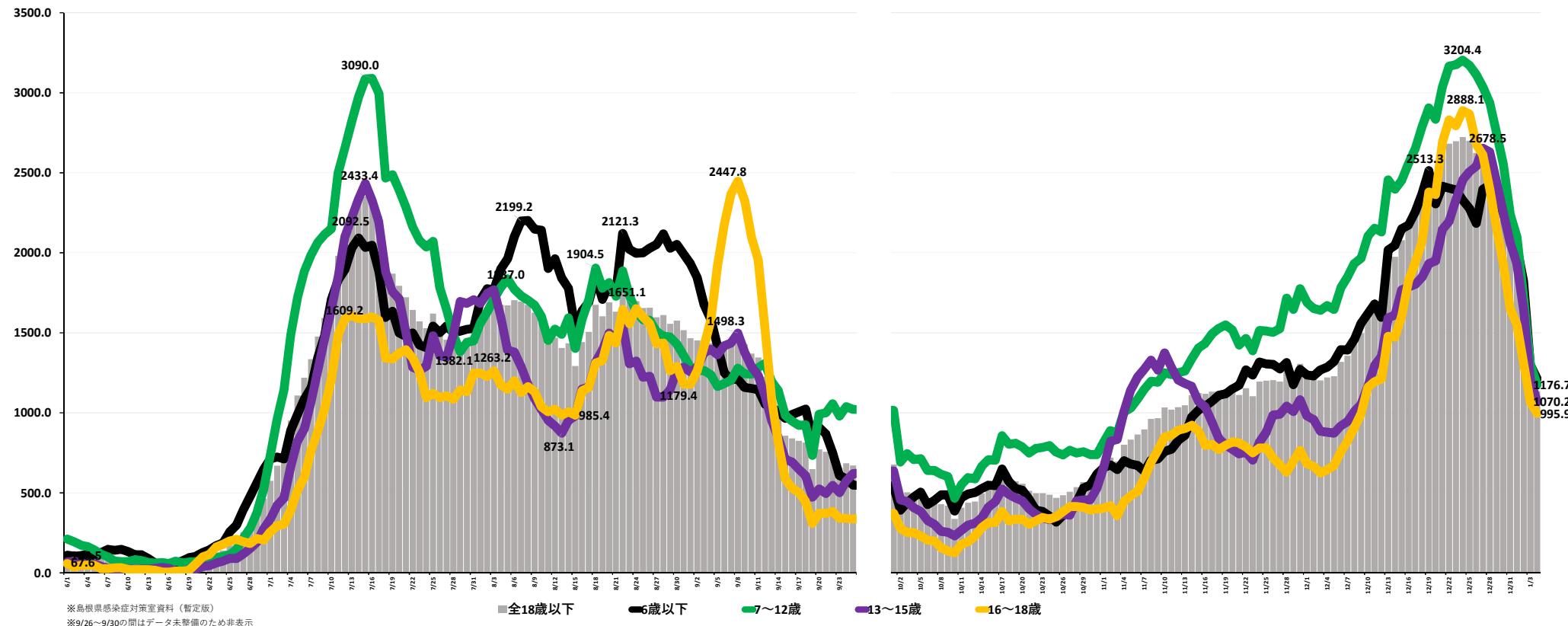
別紙4



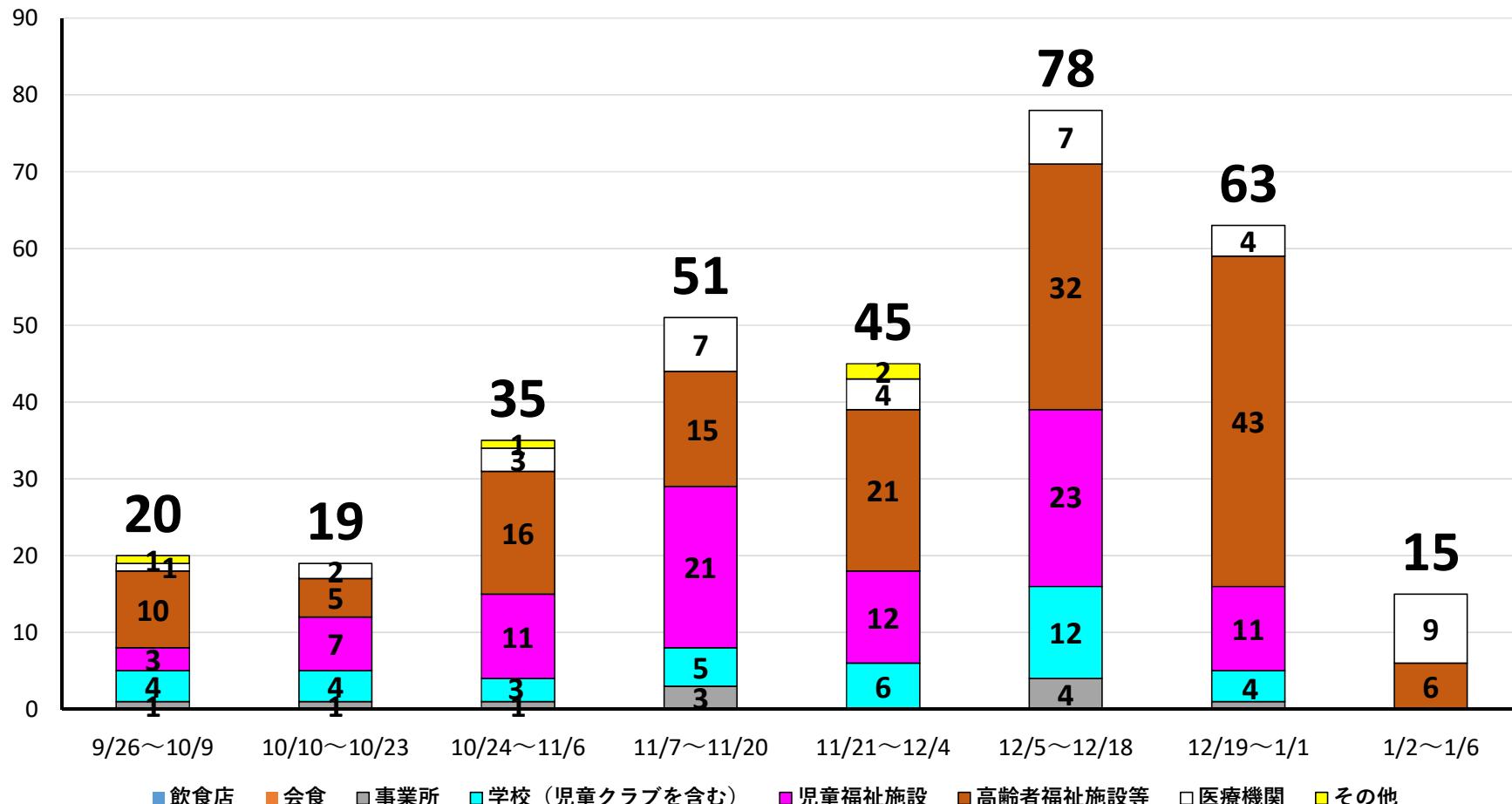
島根県内の18歳以下の直近一週間患者数の推移（人口10万人対）

別紙5

(人)



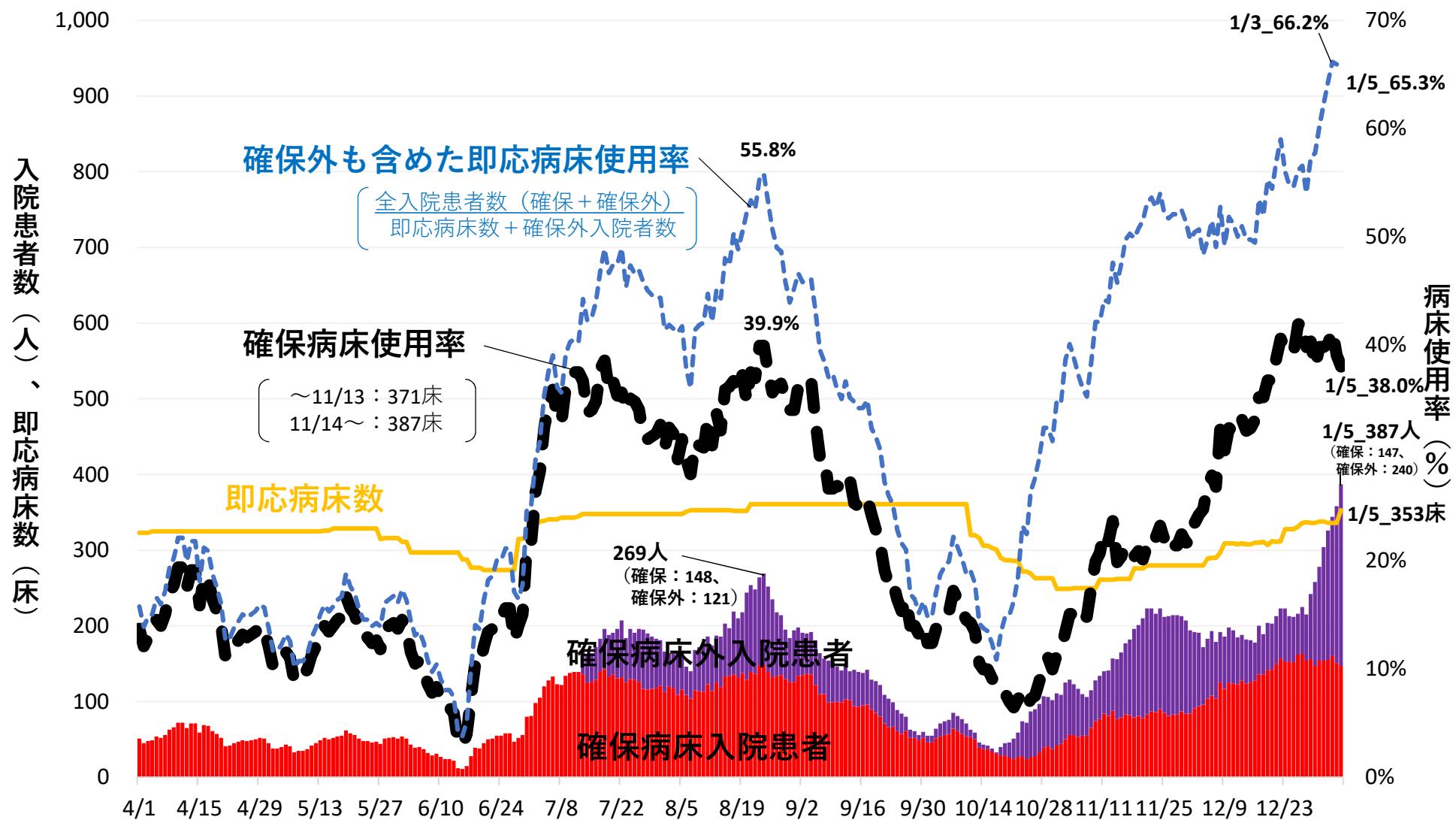
(件)

島根県内のクラスター件数（種別毎・2週間毎）（R4.9.26以降）総計326件

※島根県感染症対策室資料

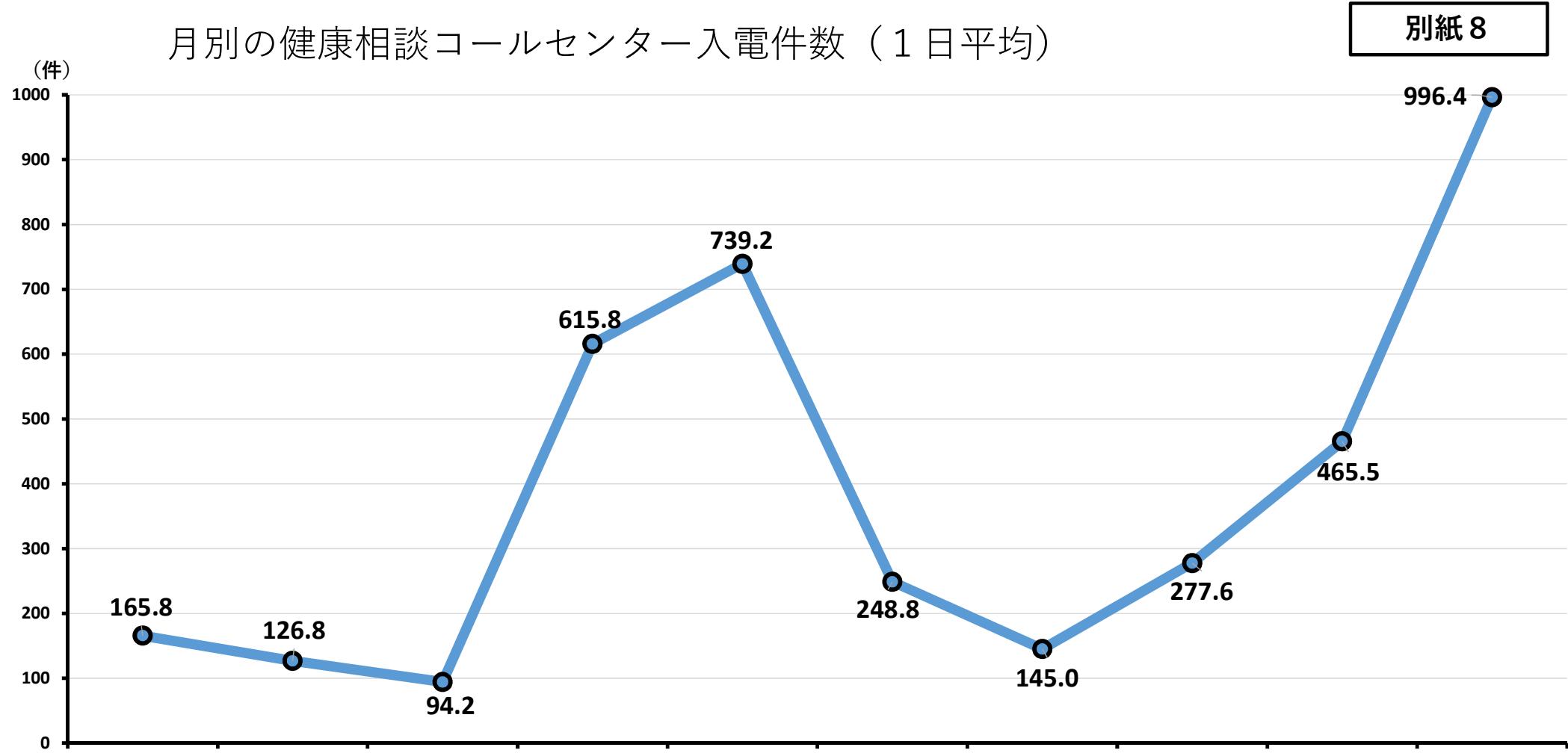
※直近は1/2～1/6の5日間の集計

入院患者数及び病床使用率の推移



別紙8

月別の健康相談コールセンター入電件数（1日平均）



※島根県感染症対策室資料

新型コロナウイルス感染症の検査キットを配布いたします（無料）

新型コロナウイルス感染症では、一定の割合で、無症状の感染者が存在することが知られています。地域で感染拡大すると、感染したことを知らずに勤務することで、職場内に広げるリスクが高まります。

そこで、県内の高齢者施設や障がい者施設等において、感染者を早期に発見し、感染拡大やクラスター発生を防止することを目的として、**無料**でキットを配布します。

以下を参考に、積極的に申込み・ご利用下さい。

【申込先 URL】

ユーザ登録 <https://apps.icitycloud.jp/s/99c11h/appsv/users/agreement>



申込み <https://apps.icitycloud.jp/s/99c11h/appsv/forms/?access=application>

12月に入り感染拡大中！



● 地域等で感染拡大が疑われる際に集中的・定期的に検査を行って下さい。

職員を検査対象として、週2~3回の頻度で2~3ヶ月間行っていただくことを想定しています。新規入所者等を対象としても差し支えありません。なお、濃厚接触者となった職員の待機期間の早期解除のため役立てることも可能とします。

検査を実施した際は、毎週利用実績を報告いただきます。報告はインターネットからお願いします。

報告先 URL <https://apps.icitycloud.jp/s/99c11h/appsv/forms/?access=report>



申し込む数量

施設の職員を対象に、週3回の頻度で3ヶ月間実施いただく数量までお申し込み可能です。

例：職員数100名の事業所の場合

100名×3回×12週（1ヶ月は4週間とします）=3,600回分

※申し込み多数の場合、数量を調整させていただく場合があります。

申し込み対象施設

- 入所系の高齢者施設、障がい者施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障がい者支援施設等）
- 介護や障がい分野における通所系や訪問系の事業所
- 病院、診療所
- 認可保育所、認証保育所、認定こども園、小規模保育等の保育施設、学童クラブ、幼稚園等（公立・私立）、小学校（公立・私立）、義務教育学校、特別支援学校
- 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、
- ファミリーホーム、児童相談所一時保護所、女性相談センター一時保護所、救護施設

検査キット申し込みから実施までの流れ

Web ページでユーザ登録を行います。
(ID とパスワードは忘れないよう保管下さい
2 回目の申込は 1 回目と別 ID を登録下さい)



↓
ユーザ登録後、申込みの Web ページで検査キットを申し込みます。

↓
申込時の住所あてに検査キットが配送されます。
(申込順に順次発送します)



↓
各施設で検査キットを保管いただき、感染拡大時等に検査を実施します。(2~3 ヶ月の間、毎週実施)



↓
検査実施時は、毎週、実施報告を Web で行っていただきます。
(月曜～日曜に実施した検査結果を翌週に報告いただくようなイメージです)

【注意事項】

- 申込み方法はインターネットのみです。電話・FAX 等では受け付けておりません。
- 検査の実施時期については、地域あるいは自施設での感染者数が増えてきた際が目安となります。感染拡大防止の観点から積極的にご利用下さい。
- 検査キットが余った場合は、各施設でご利用下さい。
返却の必要はありません。
- 検査結果が陽性となった場合、別添リーフレットを参考に医療機関への受診またはしまね陽性者登録センターへの登録をお願いします。

令和5年1月5日16:00時点

全国の感染状況（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	都道府県	新規陽性者数		参考 12月23日～12月29日	増減	死者数（人口10万人）	
		12月30日～1月5日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり（人）			都道府県	令和4年1/1～ 令和5年1/5
1	宮崎	14,906	1,389.19	1,485.93	-96.74	高知	56.88
2	佐賀	10,451	1,282.33	1,510.18	-227.85	北海道	49.81
3	山口	16,300	1,200.29	1,223.49	-23.20	秋田	47.52
4	大分	12,883	1,135.07	1,356.83	-221.76	大阪	47.46
5	愛媛	14,757	1,102.09	1,332.71	-230.62	宮崎	45.57
6	鳥取	5,962	1,072.30	1,478.60	-406.29	熊本	45.02
7	熊本	18,505	1,058.64	1,528.66	-470.02	香川	43.20
8	香川	9,818	1,026.99	1,250.63	-223.64	青森	40.53
9	鹿児島	16,014	999.63	1,053.62	-54.00	佐賀	40.00
10	和歌山	9,122	986.16	1,192.00	-205.84	京都	39.88
11	広島	27,523	981.56	1,299.79	-318.22	奈良	39.47
12	島根	6,374	945.70	1,288.58	-342.88	大分	36.74
13	岐阜	18,615	936.84	1,220.13	-283.29	和歌山	35.57
14	高知	6,347	909.31	970.77	-61.46	栃木	34.85
15	長崎	11,679	880.11	1,055.99	-175.89	鹿児島	34.71
16	岡山	16,119	852.86	1,169.37	-316.51	福岡	34.50
17	福岡	42,211	827.02	1,243.67	-416.65	山口	34.24
18	山梨	6,607	814.67	960.67	-145.99	兵庫	34.05
19	福井	6,106	795.05	1,105.21	-310.16	群馬	33.68
20	徳島	5,786	794.78	1,032.97	-238.19	岐阜	33.27
21	静岡	27,273	748.44	999.07	-250.63	千葉	32.07
22	三重	12,971	728.30	1,183.44	-455.14	三重	31.56
23	群馬	12,724	655.20	976.78	-321.58	岩手	31.54
24	宮城	15,055	652.86	991.07	-338.20	愛知	31.17
25	大阪	57,032	647.43	841.20	-193.77	徳島	30.91
26	福島	11,895	644.37	884.67	-240.30	沖縄	30.21
27	石川	7,206	633.22	793.67	-160.46	鳥取	30.04
28	栃木	12,059	623.53	877.97	-254.45	広島	29.81
29	愛知	46,224	612.08	1,009.67	-397.59	山梨	28.85
30	長野	12,331	601.81	790.24	-188.43	長野	28.70
31	滋賀	8,493	600.64	938.12	-337.48	島根	28.19
32	東京	83,354	598.76	866.11	-267.34	愛媛	27.78
33	奈良	7,860	590.98	929.40	-338.42	滋賀	27.37
34	兵庫	31,769	581.21	899.56	-318.35	宮城	27.36
35	千葉	35,603	568.83	848.31	-279.49	茨城	27.34
36	岩手	6,875	560.31	845.72	-285.41	長崎	27.28
37	茨城	15,564	544.20	932.06	-387.87	東京	26.58
38	埼玉	39,529	537.81	840.18	-302.37	埼玉	26.11
39	沖縄	7,654	526.77	498.00	↑ 28.77	岡山	24.97
40	京都	13,503	522.76	783.00	-260.24	神奈川	24.79
41	富山	5,456	522.61	809.67	-287.07	山形	23.84
42	神奈川	47,664	518.20	794.05	-275.85	石川	23.46
43	青森	6,170	495.18	777.13	-281.94	静岡	20.47
44	新潟	10,832	487.27	825.96	-338.69	富山	19.83
45	山形	4,909	455.38	640.17	-184.79	福島	16.14
46	秋田	4,247	439.65	648.86	-209.21	福井	14.84
47	北海道	19,951	380.02	614.69	-234.67	新潟	10.03

【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性比一総人口、日本人口（2019年10月1日現在）

陽性者数：厚生労働省公表のオープンデータを基に作成。国のデータ集計の問題から、実際の数値とは誤差あり。

死者数：厚生労働省公表のオープンデータを基に作成。国のデータ集計の問題から、実際の数値とは誤差あり。

令和4年11月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「オミクロン株対応の新レベル分類」

令和5年1月6日 15:30 時点

レベル	保健医療への負荷の状況	社会経済活動の状況	感染状況	目安
感染小康期 レベル1	・外来医療・入院医療ともに負荷は小さい		・感染者数は低位で推移しているか、徐々に増加している状態	・即応病床使用率 概ね 0~40% 注1・注2 病床数 593床 使用状況 387床 <u>65.3%</u>
感染拡大初期 レベル2	・診療・検査医療機関（発熱外来）の患者数が急増し、負荷が高まり始める ・救急外来の受診者数が増加する ・病床使用率、医療従事者の欠勤者数が上昇傾向となる	・職場で欠勤者が増加し、業務継続に支障が生じる事業者が始める	・感染者が急速に増え始める	・即応病床使用率 概ね 40~60% 注1・注2 使用状況 387床 <u>65.3%</u>
医療負荷増大期 レベル3	・発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い者がすぐに受診できない状況が発生 ・救急搬送困難事案が急増する ・入院患者が増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる	・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生する	・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生する	・直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が1,000人超 <u>(1,068.82人)</u> ・即応病床使用率 概ね 60~70%超 注1・注2 使用状況 387床 <u>65.3%</u>
医療機能不全期 レベル4 (避けたいレベル)	・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般的の外来にも患者が殺到する ・救急車を要請されても対応できない状況が発生する。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・膨大な数の感染者により、入院が必要な中等症II・重症の患者数の絶対数が著しく増加する ・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫する ・入院できずに自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生する ・通常診療を大きく制限せざるを得ない状態	・職場の欠勤者数が膨大になり、社会インフラの維持に支障が生じる	・今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生する	・直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が2,000人超 <u>(1,068.82人)</u> ・即応病床使用率 概ね 80%~90%超 注1・注2 使用状況 387床 <u>65.3%</u>

・各レベルの適用については、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況及び感染状況に関する事象等を勘案し、総合的に判断する。

注1 即応病床使用率の算出にあたっては、確保病床以外の入院患者数を含めて算出する。(24:00 時点)
 算出方法=入院患者数／(即応病床数+確保病床以外の病床の入院患者数(床))

注2 医療従事者の欠勤等により受け入れ困難な病床は除外して算出する。(週1回程度更新)

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請する。

要請の期間は、令和5年1月6日から当面の間とする。

1. 基本的な感染対策の徹底

職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 人と人との距離の確保
- (3) マスクの着用（不織布マスクを推奨）
- (4) 手洗いなどの手指衛生
- (5) こまめな換気

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。

高齢者や基礎疾患のある方と同居している方は、特に感染防止対策を徹底すること。

2. 家庭や職場等での健康管理

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること

と。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

3. ワクチンの早期接種

新型コロナウイルス感染症の重症化の予防等のため、迅速なオミクロン株対応ワクチンの接種を進め、接種を希望する全ての方が接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと。

4. 無料検査の受診

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。なお、この要請については、要請の期間を令和5年1月31日までとする。(特措法第24条第9項に基づく要請)

5. 都道府県をまたぐ移動

帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと。ただし、発熱等の症状がある場合は控えること。

6. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、こうした店舗を利用すること。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。

7. 業種ごとのガイドライン遵守

感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

8. イベント開催の目安

イベント等については、「島根県の対応(別紙)」に示す要件に沿つて開催すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

9. 事業所での接触低減の取組

事業所においては、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

10. 訹謗中傷や差別の防止

感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。

島根県の対応（令和4年9月14日島根県対策本部決定）

【令和4年9月14日以降のイベント等開催制限の目安について】

(1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和4年9月8日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和4年9月8日付け事務連絡）に基づき、令和4年9月8日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする②それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）（注1）又は100%（大声なし）とする。

	①感染防止安全計画を策定（注2）	②その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限 (注4)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
収容率 (注4)	100%（注5） 基本的に大声なしの担保が前提	大声なし100%、大声あり50%以内 (席がない場合は身体的距離の確保)（注5）

(注1) 令和3年11月19日付け事務連絡等により、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

(注2) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。様式は別に定める。

(注3) 様式は別に定める。

(注4) 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

(注5) 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれのエリアを50%（大声あり）・100%（大声なし）とする

(2) 大規模なイベント等（参加者5,000人超かつ収容率50%超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。

(3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注3）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から1年間保管すること。

(4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人ととの距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、イベントで感染者が発生した際の参加者等への注意喚起のための方策を講じること。

(5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和4年9月8日付け事務連絡を確認すること。